第百十三条第一項中「当該分割型分割に係る第六十一条第四項第六号（所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等）に規定する分割法人（第三項において「分割法人」という。）の株主等に」を「法人税法第二条第十二号の九イ（定義）に規定する分割対価資産として」に、「同条第四項第三号」を「第六十一条第四項第三号（所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等）」に、「第三項まで」を「第四項まで」に改め、「（当該株主等に対する株式に係る剰余金の配当又は利益の配当として交付がされた法人税法第二条第十二号の九（定義）に規定する分割対価資産以外の金銭その他の資産を除く。）」を削り、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に、「、同項」を「、法第二十四条第一項」に、「係る同項」を「係る第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「居住者が、その」を「居住者の」に改め、「により」の下に「その居住者が」を、「場合」の下に「又は旧株を発行した法人を分割法人とする無対価分割型分割が行われた場合」を、「その分割型分割」及び「当該分割型分割」の下に「又は無対価分割型分割」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　居住者の有する株式（以下この項において「所有株式」という。）について、その所有株式を発行した法人を分割承継法人とする法第二十四条第一項に規定する分割型分割（法人税法第二条第十二号の十二に規定する適格分割型分割のうち、法人税法施行令第四条の三第六項第一号（適格組織再編成における株式の保有関係等）に規定する無対価分割に該当するものに限る。以下この項及び次項において「無対価分割型分割」という。）が行われた場合には、その無対価分割型分割のあった日の属する年以後の各年における第百五条第一項の規定による所有株式の評価額の計算については、その計算の基礎となる所有株式一株当たりの取得価額は、所有株式一株の従前の取得価額に、旧株（当該無対価分割型分割に係る第六十一条第四項第六号に規定する分割法人（次項及び第四項において「分割法人」という。）の株式でその居住者が当該無対価分割型分割の直前に有していたものをいう。以下この項において同じ。）一株の従前の取得価額に当該無対価分割型分割に係る第六十一条第二項第二号に規定する割合を乗じて計算した金額にその旧株の数を乗じてこれをその所有株式の数で除して計算した金額を加算した金額とし、かつ、その所有株式は、同日において取得されたものとみなす。

第百十七条中「旧株、旧受益権」の下に「、所有株式」を、「旧受益権一口」の下に「、所有株式一株」を加える。

第百四十四条第一項第一号イ中「会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の規定による」を削り、同号ロ中「民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による」を削り、同項第三号イ中「会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による」を削り、同号ロ中「民事再生法の規定による」を削り、同号ニ中「会社法の規定による」を削る。

第百六十七条の七第一項中「第三項」の下に「及び第四項」を加え、同条第三項中「。以下この項」の下に「及び次項」を加え、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　法第五十七条の四第一項の規定の適用を受けた居住者が同項に規定する適格株式交換により同項に規定する旧株を有しないこととなつた場合における所有株式（当該適格株式交換の直後にその居住者が有する当該適格株式交換に係る株式交換完全親法人の株式をいう。以下この項において同じ。）に係る当該適格株式交換後の事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、当該所有株式の当該適格株式交換の直前の取得価額に当該旧株の当該適格株式交換の直前の取得価額を加算した金額を当該所有株式の取得価額とする。

第百八十三条第三項第一号中「生命保険契約」の下に「（保険業法第二条第三項（定義）に規定する生命保険会社又は同条第八項に規定する外国生命保険会社等の締結した保険契約をいう。第三号及び次条第一項において同じ。）、旧簡易生命保険契約（第三十条第一号（非課税とされる保険金、損害賠償金等）に規定する旧簡易生命保険契約をいう。）」を加え、同項第三号を次のように改める。

三　退職年金に関する次に掲げる契約

イ　信託契約

ロ　生命保険契約

ハ　生命共済に係る契約

第百八十四条第一項中「第七十六条第三項第四号」を「第七十六条第六項第四号」に改め、同条第二項中「と締結した損害保険契約」を「の締結した同条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した保険契約（第四項において「損害保険契約」という。）に類する保険契約」に改め、同条第四項第一号中「掲げる損害保険契約」を「掲げる契約」に改め、同項第三号中「と締結した損害保険契約」を「の締結した損害保険契約に類する保険契約」に改める。

第二百八条の三の見出しを「（旧生命保険料の対象とならない保険料）」に改め、同条中「ものは」を「旧生命保険契約等に係る保険料又は掛金は」に改め、同条第一号中「第七十六条第三項第四号」を「第七十六条第六項第四号」に、「次条第三項に規定する保険契約に該当するもの」を「同条第一項に規定する保険金等（第二百八条の六（介護医療保険契約等に係る保険金等の支払事由の範囲）及び第二百九条（生命保険料控除の対象とならない保険契約等）において「保険金等」という。）の支払事由が身体の傷害のみに基因することとされているもの（次号において「傷害保険契約」という。）」に改め、「損害保険の」を削り、同条第二号中「第七十六条第三項第四号に掲げる保険契約」を「第七十六条第六項第四号に掲げる契約」に、「損害保険契約（次条第三項に規定する保険契約」を「契約（傷害保険契約」に改め、同条第三号を削り、同条を第二百八条の四とし、同条の次に次の四条を加える。

（新生命保険料等の金額から控除する剰余金等の額）

第二百八条の五　法第七十六条第一項第一号イ（生命保険料控除）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、その年において同条第五項に規定する新生命保険契約等（当該新生命保険契約等が他の保険契約（共済に係る契約を含む。以下この項において同じ。）に附帯して締結したものである場合には、当該他の保険契約及び当該他の保険契約に附帯して締結した当該新生命保険契約等以外の保険契約を含む。以下この項において同じ。）に基づき分配を受けた剰余金の額及び割戻しを受けた割戻金の額並びに当該新生命保険契約等に基づき分配を受けた剰余金又は割戻しを受けた割戻金をもつて当該新生命保険契約等に係る保険料又は掛金の払込みに充てた金額の合計額に、その年中に支払つた当該新生命保険契約等に係る保険料又は掛金の金額の合計額のうちに当該新生命保険契約等に係る同条第一項に規定する新生命保険料の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

2　前項の規定は、法第七十六条第二項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額及び同条第三項第一号イに規定する政令で定めるところにより計算した金額について準用する。

（介護医療保険契約等に係る保険金等の支払事由の範囲）

第二百八条の六　法第七十六条第二項（生命保険料控除）に規定する政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一　疾病にかかつたこと又は身体の傷害を受けたことを原因とする人の状態に基因して生ずる法第七十六条第二項に規定する医療費その他の費用を支払つたこと。

二　疾病若しくは身体の傷害又はこれらを原因とする人の状態（法第七十六条第七項に規定する介護医療保険契約等に係る約款に、これらの事由に基因して一定額の保険金等を支払う旨の定めがある場合に限る。）

三　疾病又は身体の傷害により就業することができなくなつたこと。